東京柔道整復専門学校　GPA 制度に関する規程

（趣 旨）

第１条　この規程は、東京柔道整復専門学校（以下「本校」という。）における履修教科目の成績評価の指標となるGrade Point Average（以下「GPA」 という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

（評価等）

第２条　生徒が履修した教科目の成績のグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

成績評価 （１００点満点）	内　容	評価表示	GP
90 ～ 100 点	優れた成績	A	4
70 ～ 89 点	妥当と認められた成績	B	3
60 ～ 69 点	合格と認められた成績	C	2
0 ～ 59 点	不合格	D	0
欠　試	欠試 / 受験資格なし	E	0

（GPAの計算方法）

第３条　学生のGPA は次に定める方法により計算し、計算値は小数点以下第三位を四捨五入し、第二位までを表記する。

$$\mathrm{GPA} = \frac{\text{A評価の単位数}\times 4 + \text{B評価の単位数}\times 3 + \text{C評価の単位数}\times 2 + \text{D評価の単位数}\times 1}{\text{履修登録単位数（D及びE評価単位を含む）}}$$

（GPAの種類）

第４条　計算するGPA の種類は原則、次の通りとする。

⑴ 年度GPA各年度におけるGPAをいう。

⑵ 通算GPA在学期間におけるGPAをいう。

（GPA計算期日）

第５条　GPAの計算は、指定した期日までに確定した成績に基づいて行う。

（GPA対象授業科目）

第６条　本校で開講する全ての教科目をGPAの対象教科目とする。

２ 前項の規定にかかわらず、学則第11条に掲げる履修を免除した教科目単位は、GPAの対象外とする。

（成績が確定していない授業科目の取扱い）
第７条　GPA計算期日までに成績が確定していない教科目については、GPA計算上は履修していないものとして扱う。

（不正行為により無効とされた成績の取扱い）
第８条　不正行為により無効とされた成績は、欠試として扱う。
２ GPA計算期日以降に成績が不正行為により無効とされた場合は、GPA計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、GPAを再計算するものとする。

（GPA の活用）
第９条　GPAは、次の各号に掲げる内容について、本校において教育内容等の改善のために活用できるものとする。
⑴ 組織的な研修に関すること
⑵ 学修支援・指導に関すること
⑶ 生徒生活支援（各種奨学金等を含む）に関すること
⑷ 身分異動に関すること
⑸ 進級判定、卒業判定に関すること
⑹ 成績状況等の把握に関すること
⑺ 特待生等の選抜や各種表彰に関すること
⑻ その他教務部長が必要と認めたこと
２　年度GPA値が教員会議で定める値を下回る場合、学修指導・生活指導を行うことがある。改善の見込みがないと判断される場合には、退学を勧告する場合がある。

（再履修及び再度履修におけるGPA の取扱い）
第11条　再履修した際の成績評価のGPは、従前の成績評価のGPに置き換え、通算GPAを算出するものとする。

（規程の改廃）
第13条　この規程の改廃は、教員会議の議を経て校長が行う。

附　則
１．この規程は、令和６年４月１日より施行する。